

2022年3月30日

## 令和4年度介護職員処遇改及び介護職員等特定処遇改善について

### ① 介護職員処遇改善について

対象：介護保険事業所に所属する介護職員へ対して支給

対象項目：基本給、手当（夜勤手当・駐車場手当・年末年始手当）、賞与、一時金

支給時期：賞与、一時金として 6月 12月 翌年5月

### ② 介護職員等特定処遇改善について

対象：介護保険事業所に所属する職員

対象項目：特手処遇改善手当、年末年始手当

支給条件：グループA⇒介護福祉士を有し、当法人において勤続10年以上の者  
または介護福祉士取得後5年以上の経験を有する者

グループB⇒グループA以外の介護職員

グループC⇒上記以外の職員

（年収440万円以上の者、課税区分「乙」の者を除く）

分配割合：A：B：C=1.1：1.0：0.9

支給時期：賞与として 翌年5月

### ③ 令年度の取り組み

<キャリアパスへの取り組み>

- ・面談シートを活用し定期的な面談の実施と相談の機会の確保
- ・メンタル面のサポートのため法人独自の「メンタルヘルスサポート」の奨励と活用
- ・資格取得のための支援（模試の実施及び受験費等）の実施

<職場環境改善のための取り組み>

- ・いっそうのICT活用、介護機器等の導入
- ・子育てや家族等の介護と仕事の両立を目指す者への休業制度等の充実
- ・ケアの好事例や利用者やその家族からの謝意等の情報を共有する機会の提供

以上



社会福祉法人  
**実寿穂会**  
mizuhokai